

終身共済事業規約新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>(被共済者の範囲)</p> <p>第7条 被共済者となることのできる者は、共済契約の発効日において次の各号のいずれかに該当する者です。</p> <p>(1) 共済契約者</p> <p>(2) 共済契約者の配偶者（内縁関係にある者を含みます。ただし、内縁関係にある当事者のいずれかに婚姻の<u>届出</u>をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。）</p> <p>(3) 共済契約者と生計を共にする共済契約者の2親等以内の親族</p> <p>(4) 共済契約者の配偶者と生計を共にする共済契約者の配偶者の2親等以内の親族</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. 前2項の規定にかかわらず、共済契約の発効日において細則に定める「被共済者となることができない職業」に従事する者は被共済者<u>になることができません</u>。</p>	<p>(被共済者の範囲)</p> <p>第7条 被共済者となることのできる者は、共済契約の発効日において次の各号のいずれかに該当する者です。</p> <p>(1) 共済契約者</p> <p>(2) 共済契約者の配偶者（内縁関係にある者を含みます。ただし、内縁関係にある当事者のいずれかに婚姻の<u>届け出</u>をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。）</p> <p>(3) 共済契約者と生計を共にする共済契約者の2親等以内の親族</p> <p>(4) 共済契約者の配偶者と生計を共にする共済契約者の配偶者の2親等以内の親族</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. 前2項の規定にかかわらず、共済契約の発効日において細則に定める「被共済者となることができない職業」に従事する者を被共済者<u>としないものとします</u>。</p>
<p>(共済金受取人の代理人)</p> <p>第10条 〔中略〕</p> <p>5. (1) 共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合で、次のア～エのいずれかに該当するため指定代理請求人による請求ができず、かつ、共済金の支払いを受けるべき共済金受取人の法定代理人がないときは、共済金受取人の代理人として、第3号に定めるいずれかの者</p>	<p>(共済金受取人の代理人)</p> <p>第10条 〔中略〕</p> <p>5. (1) 共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合で、次のア～エのいずれかに該当するため指定代理請求人による請求ができず、かつ、共済金の支払いを受けるべき共済金受取人の法定代理人がないときは、共済金受取人の代理人として、第3号に定めるい</p>

新条文	旧条文
<p>(以下「代理請求人」といいます。)が共済金の請求をすることができます(エに該当する場合には、死亡共済金の請求に限ります。)。なお、細則に定める方法により共済金を支払います。</p> <p>ア. 指定代理請求人が請求時に第1項に定める範囲外である場合</p> <p>イ. 指定代理請求人が指定されていない場合(指定代理請求人が死亡している場合および前項第2号または第3号のいずれかに該当することにより指定または変更の効力が失われた場合を含みます。)</p> <p>ウ. 指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合</p> <p>エ. 被共済者以外の者が共済契約者である共済契約において、死亡共済金受取人を指定している場合(共済契約者が死亡共済金受取人とならない場合)</p> <p>(2) 代理請求人は、細則に定める、共済金受取人に共済金を請求できない事情があることを示す書類をもってこの会に通知し、この会の承諾を得ることにより、共済金の請求をすることができます。</p> <p>(3) 前2号に定める代理請求人には、次のア～エのいずれかがなることが<u>できます</u>。</p> <p>ア. 共済金受取人の配偶者</p> <p>イ. 共済金受取人と同居または生計を共にする共済金受取人の3親等以内の親族</p>	<p>れかの者(以下「代理請求人」といいます。)が共済金の請求をすることができます(エに該当する場合には、死亡共済金の請求に限ります。)。なお、細則に定める方法により共済金を支払います。</p> <p>ア. 指定代理請求人が請求時に第1項に定める範囲外である場合</p> <p>イ. 指定代理請求人が指定されていない場合(指定代理請求人が死亡している場合および前項第2号または第3号のいずれかに該当することにより指定または変更の効力が失われた場合を含みます。)</p> <p>ウ. 指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合</p> <p>エ. 被共済者以外の者が共済契約者である共済契約において、死亡共済金受取人を指定している場合(共済契約者が死亡共済金受取人とならない場合)</p> <p>(2) 代理請求人は、細則に定める、共済金受取人に共済金を請求できない事情があることを示す書類をもってこの会に通知し、この会の承諾を得ることにより、共済金の請求をすることができます。</p> <p>(3) 前2号に定める代理請求人には、次のア～エのいずれかがなることが<u>できるものとします</u>。</p> <p>ア. 共済金受取人の配偶者</p> <p>イ. 共済金受取人と同居または生計を共にする共済金受取人の3親等以内の親族</p>

新条文	旧条文
<p>ウ. 共済金受取人と同居または生計を共にする、共済金受取人の配偶者の3親等以内の親族</p> <p>エ. ア～ウに該当する者がいない場合またはア～ウに該当する者に共済金を請求できない事情がある場合には、ア～ウ以外の共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p>〔中略〕</p> <p>7. 本条の規定にかかわらず、故意に共済金の支払事由を生じさせた者または故意に共済金受取人<u>について</u>共済金を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての<u>取扱い</u>を受けることができません。</p>	<p>ウ. 共済金受取人と同居または生計を共にする、共済金受取人の配偶者の3親等以内の親族</p> <p>エ. ア～ウに該当する者がいない場合またはア～ウに該当する者に共済金を請求できない事情がある場合には、ア～ウ以外の共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p>〔中略〕</p> <p>7. 本条の規定にかかわらず、故意に共済金の支払事由を生じさせた者または故意に共済金受取人<u>を</u>共済金を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての<u>取り扱い</u>を受けることができません。</p>
<p>(共済契約の申込み)</p> <p>第12条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の<u>共済契約</u>の申込みにあたっては、共済契約申込者または被共済者になる者は、共済契約の申込みの際に、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、この会の定める所定の書面で質問した事項（以下「告知事項」といいます。）について、その書面で事実を告知しなければなりません。</p> <p>〔中略〕</p> <p>4. 第1項の<u>共済契約</u>の申込みにあたっては、共済契約申込者は、第1回目の共済掛金に相当する額（以下「初回掛金」といいます。）を、共済契約申込書提出の日（以下「申込日」といいます。）から3ヵ月以内に、第18条（共済掛金の払込</p>	<p>(共済契約の申込み)</p> <p>第12条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の〔挿入〕申込みにあたっては、共済契約申込者または被共済者になる者は、共済契約の申込みの際に、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、この会の定める所定の書面で質問した事項（以下「告知事項」といいます。）について、その書面で事実を告知しなければなりません。</p> <p>〔中略〕</p> <p>4. 第1項の〔挿入〕申込みにあたっては、共済契約申込者は、第1回目の共済掛金に相当する額（以下「初回掛金」といいます。）を、共済契約申込書提出の日（以下「申込日」といいます。）から3ヵ月以内に、第18条（共済掛金</p>

新条文	旧条文
<p>経路)に定める払込経路、またはこの会が指定する場所に払い込まなければなりません。なお、この会が指定する場所に共済掛金を払い込んだ場合は第14条(共済契約の成立および効力の発生)第1項の規定にかかわらず、第19条(共済掛金の口座振替)第2項に定める振替日に払い込まれたものとしします。</p> <p>5. 前項に定める期間内に初回掛金の払込みがなされない場合、当該共済契約の申込みはなかったものとして<u>取り扱</u>います。</p> <p>〔中略〕</p> <p>7. 前項の規定により共済契約の申込みを撤回した場合には、当該共済契約は成立しなかったものとし、この会は、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に<u>払い戻します</u>。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>の払込経路)に定める払込経路、またはこの会が指定する場所に払い込まなければなりません。なお、この会が指定する場所に共済掛金を払い込んだ場合は第14条(共済契約の成立および効力の発生)第1項の規定にかかわらず、第19条(共済掛金の口座振替)第2項に定める振替日に払い込まれたものとしします。</p> <p>5. 前項に定める期間内に初回掛金の払込みがなされない場合、当該共済契約の申込みはなかったものとして<u>取扱</u>います。</p> <p>〔中略〕</p> <p>7. 前項の規定により共済契約の申込みを撤回した場合には、当該共済契約は成立しなかったものとし、この会は、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に<u>払い戻すものとしします</u>。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(共済契約申込みの諾否)</p> <p>第13条 〔中略〕</p> <p>4. この会は、この会が共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に<u>払い戻します</u>。</p>	<p>(共済契約申込みの諾否)</p> <p>第13条 〔中略〕</p> <p>4. この会は、この会が共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に<u>払い戻すものとしします</u>。</p>
<p>(共済掛金の払込期間)</p> <p>第16条 月払の契約および年払の契約にかかる共済掛金の払込期間は、次の各号に規定するいずれかとしします。ただし、終身生命共済は第1号に定める払込期間を選択<u>できません</u>。</p>	<p>(共済掛金の払込期間)</p> <p>第16条 月払の契約および年払の契約にかかる共済掛金の払込期間は、次の各号に規定するいずれかとしします。ただし、終身生命共済は第1号に定める払込期間を選択<u>できないものとしします</u>。</p>

新条文	旧条文
<p>(1) 終身払 共済期間の全期間にわたり共済掛金を払い込むとき</p> <p>(2) 短期払 共済期間より短い期間で共済掛金の払込みを終了させるとき</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(1) 終身払 共済期間の全期間にわたり共済掛金を払い込むとき</p> <p>(2) 短期払 共済期間より短い期間で共済掛金の払込みを終了させるとき</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(共済掛金の払込経路)</p> <p>第18条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、共済契約者は、第2編第7章に定めるクレジットカード払特則を付帯することにより、クレジットカードで共済掛金の払込みをおこなうことができます。ただし、この会の会員がクレジットカードによる共済掛金の払込みを<u>取り扱</u>っている場合に限りま</p>	<p>(共済掛金の払込経路)</p> <p>第18条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、共済契約者は、第2編第7章に定めるクレジットカード払特則を付帯することにより、クレジットカードで共済掛金の払込みをおこなうことができます。ただし、この会の会員がクレジットカードによる共済掛金の払込みを<u>取扱</u>っている場合に限りま</p>
<p>(共済掛金の口座振替)</p> <p>第19条 〔中略〕</p> <p>6. 第2回目以後の共済掛金について、第17条(共済掛金の払込猶予期間)に定める払込猶予期間内に未払込共済掛金がある場合、払込猶予期間中の振替日に当該未払込共済掛金を含めた共済掛金の合計金額を口座振替により払い込まない限り、共済掛金の払込みはなかったものとして<u>取り扱</u>います。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(共済掛金の口座振替)</p> <p>第19条 〔中略〕</p> <p>6. 第2回目以後の共済掛金について、第17条(共済掛金の払込猶予期間)に定める払込猶予期間内に未払込共済掛金がある場合、払込猶予期間中の振替日に当該未払込共済掛金を含めた共済掛金の合計金額を口座振替により払い込まない限り、共済掛金の払込みはなかったものとして<u>取扱</u>います。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(質入れ等の禁止)</p> <p>第20条 共済契約者および共済金受取人は、共済金、解約返戻金</p>	<p>(質入れ等の禁止)</p> <p>第20条 共済契約者および共済金受取人は、共済金、解約返戻</p>

新条文	旧条文												
<p>および契約者割戻金等を請求する権利を質入れまたは譲渡することが<u>できません</u>。</p>	<p>金および契約者割戻金等を請求する権利を質入れまたは譲渡することが<u>できないものとします</u>。</p>												
<p>(申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い)</p> <p>第 21 条 この会は、共済契約の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合には、次の各号に定める場合に限り、共済期間中の事由とみなし、共済金を支払います。ただし、他<u>にこの会が実施する終身共済事業にかかる共済契約</u>が継続しており、同一事由について共済金が支払われる場合については、最高限度を超えて共済金を支払いません。</p> <p>(1) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として、発効日の前日までの期間に、次のア、イに該当する事由が発生した場合、それぞれの共済金を支払います。ただし、共済契約発効後も入院が継続し、かつ入院の継続中に共済期間が終了した場合、共済期間終了後の入院については、共済金を支払いません。</p> <table border="1" data-bbox="264 975 1077 1190"> <thead> <tr> <th>共済金</th> <th>事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 災害入院共済金</td> <td>入院を開始したとき</td> </tr> <tr> <td>イ 災害手術共済金</td> <td>傷害の治療を直接の目的として手術を受けたとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 疾病の治療を目的として、申込日の翌日から発効日の前日までの期間に、次のアに該当する事由が発生した場合、発効日以後の入院について、共済金を支払います。ただし、共済期間終了後の入院については、共済金を支</p>	共済金	事由	ア 災害入院共済金	入院を開始したとき	イ 災害手術共済金	傷害の治療を直接の目的として手術を受けたとき	<p>(申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い)</p> <p>第 21 条 この会は、共済契約の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合には、次の各号に定める場合に限り、共済期間中の事由とみなし、共済金を支払います。ただし、他<u>の終身共済の契約</u>が継続しており、同一事由については、最高限度を超えて共済金を支払いません。</p> <p>(1) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として、発効日の前日までの期間に、次のア、イに該当する事由が発生した場合、それぞれの共済金を支払います。ただし、共済契約発効後も入院が継続し、かつ入院の継続中に共済期間が終了した場合、共済期間終了後の入院については、共済金を支払いません。</p> <table border="1" data-bbox="1205 975 1995 1190"> <thead> <tr> <th>共済金</th> <th>事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 災害入院共済金</td> <td>入院を開始したとき</td> </tr> <tr> <td>イ 災害手術共済金</td> <td>傷害の治療を直接の目的として手術を受けたとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 疾病の治療を目的として、申込日の翌日から発効日の前日までの期間に、次のアに該当する事由が発生した場合、発効日以後の入院について、共済金を支払います。ただし、共済期間終了後の入院については、共済金</p>	共済金	事由	ア 災害入院共済金	入院を開始したとき	イ 災害手術共済金	傷害の治療を直接の目的として手術を受けたとき
共済金	事由												
ア 災害入院共済金	入院を開始したとき												
イ 災害手術共済金	傷害の治療を直接の目的として手術を受けたとき												
共済金	事由												
ア 災害入院共済金	入院を開始したとき												
イ 災害手術共済金	傷害の治療を直接の目的として手術を受けたとき												

新条文	旧条文								
<p>払いません。</p> <table border="1" data-bbox="264 252 1070 422"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 252 582 327">共済金</th> <th data-bbox="582 252 1070 327">事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 327 582 422">ア 疾病入院共済金</td> <td data-bbox="582 327 1070 422">入院を開始し、発効日以後も継続していたとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔中略〕</p> <p>3. 第1項の規定は、第38条（共済契約の無効）第1項第2号の規定にかかわらず、第1回目の共済掛金に相当する額が払い込まれた場合に適用<u>することができます</u>。この場合には、共済掛金が払い込まれた日の翌日に共済契約が発効し、その日において共済契約が終了したものとみなします。</p>	共済金	事由	ア 疾病入院共済金	入院を開始し、発効日以後も継続していたとき	<p>を支払いません。</p> <table border="1" data-bbox="1205 252 2011 422"> <thead> <tr> <th data-bbox="1205 252 1500 327">共済金</th> <th data-bbox="1500 252 2011 327">事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1205 327 1500 422">ア 疾病入院共済金</td> <td data-bbox="1500 327 2011 422">入院を開始し、発効日以後も継続していたとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔中略〕</p> <p>3. 第1項の規定は、第38条（共済契約の無効）第1項第2号の規定にかかわらず、第1回目の共済掛金に相当する額が払い込まれた場合に適用<u>できるものとします</u>。この場合には、共済掛金が払い込まれた日の翌日に共済契約が発効し、その日において共済契約が終了したものとみなします。</p>	共済金	事由	ア 疾病入院共済金	入院を開始し、発効日以後も継続していたとき
共済金	事由								
ア 疾病入院共済金	入院を開始し、発効日以後も継続していたとき								
共済金	事由								
ア 疾病入院共済金	入院を開始し、発効日以後も継続していたとき								
<p>(共済金額の減額)</p> <p>第23条 〔中略〕</p> <p>4. 共済金額の減額にかかる共済金額の<u>取扱い</u>については、細則に定めます。</p>	<p>(共済金額の減額)</p> <p>第23条 〔中略〕</p> <p>4. 共済金額の減額にかかる共済金額の<u>取り扱い</u>については、細則に定めます。</p>								
<p>(共済契約による権利義務の承継)</p> <p>第25条 〔中略〕</p> <p>3. 共済契約者が死亡した場合<u>には、その</u>共済契約の被共済者<u>は</u>、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。ただし、被共済者が承継することが困難な場合<u>には</u>、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、他の者が承継<u>することができます</u>。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(共済契約による権利義務の承継)</p> <p>第25条 〔中略〕</p> <p>3. 共済契約者が死亡した場合〔挿入〕、<u>当該</u>共済契約の被共済者<u>が</u>、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。ただし、被共済者が承継することが困難な場合〔挿入〕は、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、他の者が承継<u>できるものとします</u>。</p> <p>〔以下略〕</p>								
<p>(必要事項の報告)</p>	<p>(必要事項の報告)</p>								

新条文	旧条文
<p>第27条 共済契約者は、この会が、被共済者の傷病もしくは障害または就業の状況その他共済契約の維持または共済金の支払い^上必要な事項について報告を求めたときは、遅滞なく報告しなければなりません。</p>	<p>第27条 共済契約者は、この会が、被共済者の傷病もしくは障害または就業の状況その他共済契約の維持または共済金の支払^{【挿入】}上必要な事項について報告を求めたときは、遅滞なく報告しなければなりません。</p>
<p>(共済金の支払い)</p> <p>第30条 【中略】</p> <p>3. 前項の確認をするために、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が必要な場合には、前2項にかかわらず、この会は、共済金の請求に必要な書類すべてがこの会に到達した日の翌日以後、次の各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最長の日数）が経過する日までに共済金を支払います。</p> <p>(1) 病院等の医療機関または医師、歯科医師等へ書面または面談による調査または確認等が必要な場合 90日</p> <p>(2) 医療機関、検査機関その他専門機関による鑑定または審査等が必要な場合 90日</p> <p>(3) 弁護士法(昭和24年6月10日法律第205号) その他法令に基づく照会が必要な場合 90日</p> <p>(4) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査等の結果を得る必要がある場合 180日</p> <p>(5) 調査または確認先が日本国外にある場合 180日</p> <p>(6) 災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された地域において調査または確認等が必要な場合 60日</p>	<p>(共済金の支払い)</p> <p>第30条 【中略】</p> <p>3. 前項の確認をするために、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が必要な場合には、前2項に関わらず、この会は、共済金の請求に必要な書類すべてがこの会に到達した日の翌日以後、次の各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最長の日数）が経過する日までに共済金を支払います。</p> <p>(1) 病院等の医療機関または医師、歯科医師等へ書面または面談による調査または確認等が必要な場合 90日</p> <p>(2) 医療機関、検査機関その他専門機関による鑑定または審査等が必要な場合 90日</p> <p>(3) 弁護士法(昭和24年6月10日法律第205号) その他法令に基づく照会が必要な場合 90日</p> <p>(4) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査等の結果を得る必要がある場合 180日</p> <p>(5) 調査または確認先が日本国外にある場合 180日</p> <p>(6) 災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された地域において調査または確認等が必要な場合 60日</p>

新条文	旧条文
<p>(7) 災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合 360 日</p> <p>4. この会は、〔削除〕 共済契約について、共済期間中の未払込共済掛金があるときは、支払うべき共済金からその金額を差し引くことができます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(7) 災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合 360 日</p> <p>4. この会は、当該 共済契約について、共済期間中の未払込共済掛金があるときは、支払うべき共済金からその金額を差し引くことができます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(戦争その他の非常な出来事の場合)</p> <p>第34条 この会は、戦争その他非常な出来事または地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、共済契約に関する所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て、共済金の分割支払い、支払いの延期または削減をすることができます。</p>	<p>(戦争その他の非常な出来事の場合)</p> <p>第34条 この会は、戦争その他非常な出来事または地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、共済契約に関する所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て、共済金の分割支払い、支払いの延期または削減をすることができるものとします。</p>
<p>(共済契約の解約)</p> <p>第36条 〔中略〕</p> <p>4. 〔削除〕 共済契約にかかる特則のみの解約はできません。</p>	<p>(共済契約の解約)</p> <p>第36条 〔中略〕</p> <p>4. 当該 共済契約にかかる特則のみの解約はできません。</p>
<p>(告知義務違反による共済契約の解除)</p> <p>第39条 〔中略〕</p> <p>4. 第 1 項の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかに該当した場合、告知義務違反による共済契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) この会が、共済契約締結の当時、告知義務違反の事</p>	<p>(告知義務違反による共済契約の解除)</p> <p>第39条 〔中略〕</p> <p>4. 第 1 項の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかに該当した場合、告知義務違反による共済契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) この会が、共済契約締結の当時、告知義務違反の事</p>

新条文	旧条文
<p>実のあることを知っていた、または過失によりこれを知らなかったとき</p> <p>(2) この会との共済契約の締結を媒介できる者（以下「媒介者」といいます。）が、共済契約者または被共済者による告知を妨げたとき</p> <p>(3) 媒介者が、共済契約者または被共済者に対して、告知に関する事実を告げないように、または事実でないことを告げるようにすすめたとき</p> <p>(4) この会が、解除の原因を知ったときから1ヵ月を経過したとき</p> <p>(5) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から2年以内に当該共済契約の被共済者にかかわる共済事故（第21条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）により共済期間中の事由とみなされる事由を含みます。）が発生しなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき</p> <p>(6) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から5年を経過したとき</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>実のあることを知っていた、または過失によりこれを知らなかったとき</p> <p>(2) この会との共済契約の締結を媒介できる者（以下「媒介者」といいます。）が、共済契約者または被共済者による告知を妨げたとき</p> <p>(3) 媒介者が、共済契約者または被共済者に対して、告知に関する事実を告げないように、または事実でないことを告げるようにすすめたとき</p> <p>(4) この会が、解除の原因を知ったときから1ヵ月を経過したとき</p> <p>(5) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から2年以内に当該〔挿入〕被共済者にかかわる共済事故（第21条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）により共済期間中の事由とみなされる事由を含みます。）が発生しなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき</p> <p>(6) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から5年を経過したとき</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（重大事由による共済契約の解除）</p> <p>第40条 〔中略〕</p> <p>3. この会は、第1項の規定による解除を共済事故発生後におこなった場合においても、第1項に規定する事由が発生した時から解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金（第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号アからエまでに該当したのが死亡共済金受取人のみ</p>	<p>（重大事由による共済契約の解除）</p> <p>第40条 〔中略〕</p> <p>3. この会は、第1項の規定による解除を共済事故発生後におこなった場合においても、第1項に規定する事由が発生した時から解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金（第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号アからエまでに該当したのが死亡共済金受取人の</p>

新条文	旧条文
<p>であり、その死亡共済金受取人が死亡共済金の一部の受取人であるときは、死亡共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。以下 【削除】 この項において同じです。) を支払いません。すでに共済金の支払いをおこなっていたときは、その返還を請求することができます。 【以下略】</p>	<p>みであり、その死亡共済金受取人が死亡共済金の一部の受取人であるときは、死亡共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。以下、この項において同じです。) を支払いません。すでに共済金の支払いをおこなっていたときは、その返還を請求することができます。 【以下略】</p>
<p>(共済契約の解約返戻金) 第46条 共済契約の解約返戻金の額は、解約返戻金を削減しない場合の共済掛金積立金額と未経過共済掛金額の合計額とし、経過した年月数によって計算します。なお、1ヵ月に満たない未経過共済期間は解約返戻金による 払戻し の計算対象となりません。 【以下略】</p>	<p>(共済契約の解約返戻金) 第46条 共済契約の解約返戻金の額は、解約返戻金を削減しない場合の共済掛金積立金額と未経過共済掛金額の合計額とし、経過した年月数によって計算します。なお、1ヵ月に満たない未経過共済期間は解約返戻金による 払い戻し の計算対象となりません。 【以下略】</p>
<p>(死亡共済金および重度障害共済金) 第49条 【中略】 3. この会は、被共済者について共済期間中に重度障害共済金と死亡共済金の両方の支払いはしません。<u>なお、この会が重度障害共済金を支払う前に死亡共済金の支払い請求を受けた場合(当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係は問いません。)</u>は、死亡共済金を支払います。</p>	<p>(死亡共済金および重度障害共済金) 第49条 【中略】 3. この会は、被共済者について共済期間中に重度障害共済金と死亡共済金の両方の支払いはしません。【挿入】</p>
<p>(疾病入院共済金) 第54条 【中略】 4. この会は、被共済者が、第1項に定める入院 (【削除】 細</p>	<p>(疾病入院共済金) 第54条 【中略】 4. この会は、被共済者が、第1項に定める入院 (当該共済</p>

新条文	旧条文
<p>則に定める移行契約の場合には、移行前契約における入院を含みます。)を2回以上した場合には、それらの入院のうち同一の原因によるものについて1回の入院とみなし、入院日数を通算し、前3項の規定を適用します。ただし、1回の入院とみなした入院のうち、申込日から申込日を含んで1年を超えて開始する入院については、第2項の規定を適用しません。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>契約が細則に定める移行契約の場合には、移行前契約における入院を含みます。)を2回以上した場合には、それらの入院のうち同一の原因によるものについて1回の入院とみなし、入院日数を通算し、前3項の規定を適用します。ただし、1回の入院とみなした入院のうち、申込日から申込日を含んで1年を超えて開始する入院については、第2項の規定を適用しません。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(疾病手術共済金 (2022年9月2日以後に発効した共済契約))</p> <p>第59条 〔中略〕</p> <p>2. 前項に定める手術とは、次の各号のいずれかの診療行為をいいます。</p> <p>(1) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。)。ただし、手術を受けた時点において効力を有する医科(歯科)診療報酬点数表 〔削除〕 とし、次のア～コに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理</p> <p>イ. 皮膚切開術</p> <p>ウ. デブリードマン</p> <p>エ. 骨、軟骨または関節の非観血的なまたは徒手的な整</p>	<p>(疾病手術共済金 (2022年9月2日以後に発効した共済契約))</p> <p>第59条 〔中略〕</p> <p>2. 前項に定める手術とは、次の各号のいずれかの診療行為をいいます。</p> <p>(1) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。)。ただし、手術を受けた時点において効力を有する医科(歯科)診療報酬点数表 によるもの とし、次のア～コに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理</p> <p>イ. 皮膚切開術</p> <p>ウ. デブリードマン</p> <p>エ. 骨、軟骨または関節の非観血的なまたは徒手的な整</p>

新条文	旧条文
<p>復術、固定術、および授動術</p> <p>オ. 下甲介または鼻腔の粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術</p> <p>カ. 涙嚢切開術および涙点プラグ挿入術・涙点閉鎖術</p> <p>キ. 抜歯</p> <p>ク. 鼻内異物摘出術</p> <p>ケ. 外耳道異物除去術</p> <p>コ. 鶏眼・胼胝切除術</p> <p>(2) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。）。ただし、血液照射を除きます。</p> <p>(3) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞の採取または移植</p> <p>(4) 性同一性障害の治療を直接の目的として受けた、または日本国外において受けた、前3号に類する診療行為</p> <p>〔中略〕</p> <p>6. この会は、第4項に掲げるもの以外の手術を複数回受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表 <u>または歯科診療</u></p>	<p>復術、固定術、および授動術</p> <p>オ. 下甲介または鼻腔の粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術</p> <p>カ. 涙嚢切開術および涙点プラグ挿入術・涙点閉鎖術</p> <p>キ. 抜歯</p> <p>ク. 鼻内異物摘出術</p> <p>ケ. 外耳道異物除去術</p> <p>コ. 鶏眼・胼胝切除術</p> <p>(2) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。）。ただし、血液照射を除きます。</p> <p>(3) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞の採取または移植</p> <p>(4) 性同一性障害の治療を直接の目的として受けた、または日本国外において受けた、前3号に類する診療行為</p> <p>〔中略〕</p> <p>6. この会は、第4項に掲げるもの以外の手術を複数回受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表 〔挿入〕 におい</p>

新条文	旧条文
<p><u>報酬点数表</u>において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される【削除】手術に該当するときは、1回の手術とみなして、第1項の規定を適用します。</p> <p>7. この会は、被共済者が医科診療報酬点数表<u>または歯科診療報酬点数表</u>において手術料が1日または1ヵ月につき算定される手術を受けた場合には、その手術を受けた1日目についてのみ第1項の規定を適用します。</p> <p>【以下略】</p>	<p>て、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される<u>ものとして定められている</u>手術に該当するときは、1回の手術とみなして、第1項の規定を適用します。</p> <p>7. この会は、被共済者が医科診療報酬点数表【挿入】において手術料が1日または1ヵ月につき算定される手術を受けた場合には、その手術を受けた1日目についてのみ第1項の規定を適用します。</p> <p>【以下略】</p>
<p>(災害入院共済金)</p> <p>第63条 【中略】</p> <p>3. この会は、被共済者が、第1項に定める入院(【削除】細則に定める移行契約の場合には、移行前契約における入院を含みます。)の退院日の翌日以後180日以内にその入院と同一の原因により入院を開始した場合には、それらの入院は1回の入院とみなし、入院日数を通算し、前2項の規定を適用します(2回目以降の入院は、第1項の規定にかかわらず、事故日から180日を超えて開始する入院を含みます)。なお、1回の入院とみなした入院の退院日翌日以後180日以内に同一の原因により開始した入院も1回の入院とみなし、それ以降の入院も同様に扱います。</p> <p>【以下略】</p>	<p>(災害入院共済金)</p> <p>第63条 【中略】</p> <p>3. この会は、被共済者が、第1項に定める入院(<u>当該共済契約が</u>細則に定める移行契約の場合には、移行前契約における入院を含みます。)の退院日の翌日以後180日以内にその入院と同一の原因により入院を開始した場合には、それらの入院は1回の入院とみなし、入院日数を通算し、前2項の規定を適用します(<u>当該再入院</u>は、第1項の規定にかかわらず、事故日から180日を超えて開始する入院を含むものとします)。なお、1回の入院とみなした入院の退院日翌日以後180日以内に同一の原因により開始した入院も1回の入院とみなし、それ以降の入院も同様に扱います。</p> <p>【以下略】</p>
<p>(契約者割戻金)</p>	<p>(契約者割戻金)</p>

新条文	旧条文
<p>第69条 この会は、次条の規定により<u>事業年度末において</u>積み立てた契約者割戻準備金の中から次の各号のいずれかを満たす共済契約に対し、当該事業年度の剰余に応じて契約者割戻金の<u>割当て</u>をおこないます。</p> <p>(1) 当該事業年度末に有効な共済契約</p> <p>(2) 当該事業年度中に第41条（共済契約の消滅）および第2編第6章「リビングニーズ特則」第96条（リビングニーズ共済金）第5項の規定により消滅した共済契約</p> <p>2. この会は、前項の規定により割り当てられた契約者割戻金については、原則として割当日から契約の終了日まで<u>据え置きます</u>（以下この据え置かれた契約者割戻金を「据置割戻金」といいます）。ただし、共済契約者から据置割戻金の支払いの請求があったときは、この会は、共済期間中に据置割戻金を支払います。</p> <p>〔中略〕</p> <p>4. この会は、共済契約の締結にあたり、確定金額の割戻しを<u>約しません</u>。</p>	<p>第69条 この会は、次条の規定により〔挿入〕積み立てた契約者割戻準備金の中から次の各号のいずれかを満たす共済契約に対し、当該事業年度の剰余に応じて契約者割戻金の<u>割り当て</u>をおこないます。</p> <p>(1) 当該事業年度末に有効な共済契約</p> <p>(2) 当該事業年度中に第41条（共済契約の消滅）および第2編第6章「リビングニーズ特則」第96条（リビングニーズ共済金）第5項の規定により消滅した共済契約</p> <p>2. この会は、前項の規定により割り当てられた契約者割戻金については、原則として割当日から契約の終了日まで<u>据え置くものとします</u>（以下この据え置かれた契約者割戻金を「据置割戻金」といいます）。ただし、共済契約者から据置割戻金の支払いの請求があったときは、この会は、共済期間中に据置割戻金を支払います。</p> <p>〔中略〕</p> <p>4. この会は、共済契約の締結にあたり、確定金額の割戻しを<u>約さないものとします</u>。</p>
<p>(支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金)</p> <p>第70条 この会は、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）の定めるところにより、毎事業年度末において支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金を<u>積み立てます</u>。</p>	<p>(支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金)</p> <p>第70条 この会は、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）の定めるところにより、毎事業年度末において支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金を<u>積み立てるものとします</u>。</p>

新条文	旧条文
〔以下略〕	〔以下略〕
<p>(再共済または再保険)</p> <p>第74条 この会は、共済契約により負う共済責任の一部を、再共済または再保険に付すことが<u>できます</u>。</p>	<p>(再共済または再保険)</p> <p>第74条 この会は、共済契約により負う共済責任の一部を、再共済または再保険に付すことが<u>できるもの</u>とします。</p>
<p>(共済掛金払込免除特則付帯契約において共済掛金の払込みを免除する場合)</p> <p>第84条 共済掛金払込免除特則<u>を</u>付帯<u>した共済</u>契約において、被共済者が共済掛金払込期間中に重度障害となった場合には、この会は当該共済契約の共済掛金の払込みを免除します。</p>	<p>(共済掛金払込免除特則付帯契約において共済掛金の払込みを免除する場合)</p> <p>第84条 共済掛金払込免除特則〔<u>挿入</u>〕付帯〔<u>挿入</u>〕契約において、被共済者が共済掛金払込期間中に重度障害となった場合には、この会は当該共済契約の共済掛金の払込みを免除します。</p>
<p>(共済掛金の払込免除中の共済掛金の<u>取扱い</u>)</p> <p>第87条 第84条（共済掛金払込免除特則付帯契約において共済掛金の払込みを免除する場合）および前条の規定により共済掛金の払込みを免除した場合には、この会は、以後、払込方法別応当日の前日までに共済掛金の払込みがあったものとして取り扱います。</p>	<p>(共済掛金の払込免除中の共済掛金の<u>取り扱い</u>)</p> <p>第87条 第84条（共済掛金払込免除特則付帯契約において共済掛金の払込みを免除する場合）および前条の規定により共済掛金の払込みを免除した場合には、この会は、以後、払込方法別応当日の前日までに共済掛金の払込みがあったものとして取り扱います。</p>
<p>(共済掛金の払込みを免除しない場合)</p> <p>第88条 〔<u>中略</u>〕</p> <p>2. 被共済者が、次の各号のいずれかにより第84条（共済掛金払込免除特則付帯契約において共済掛金の払込みを免除する場合）〔<u>削除</u>〕の規定に該当した場合には、この会は、総会の議決を経て共済掛金の全部または一部の額についてその払込免除の延期または払込免除としないことができます。</p>	<p>(共済掛金の払込みを免除しない場合)</p> <p>第88条 〔<u>中略</u>〕</p> <p>2. 被共済者が、次の各号のいずれかにより第84条（共済掛金払込免除特則付帯契約において共済掛金の払込みを免除する場合）<u>第1項</u>の規定に該当した場合には、この会は、総会の議決を経て共済掛金の全部または一部の額についてその払込免除の延期または払込免除としないことができます。</p>

新条文	旧条文
<p>(1) 戦争その他非常な出来事によるとき (2) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災によるとき</p>	<p>(1) 戦争その他非常な出来事によるとき (2) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災によるとき</p>
<p>(共済掛金の払込免除の請求) 第89条 〔中略〕</p> <p>3. 前項の規定により、指定代理請求人または代理請求人が共済掛金の払込免除を申請する場合は、本則第10条（共済金受取人の代理人）第4項の「共済金請求時」を「共済掛金の払込免除請求時」、第5項の「共済金受取人」を「共済契約者」、第7項の「共済金の支払事由」を「共済掛金の払込免除事由」、同項の「共済金受取人について共済金を請求できない状態にさせた者」を「共済契約者について共済掛金の払込免除を申請できない状態にさせた者」と読み替えます。</p>	<p>(共済掛金の払込免除の請求) 第89条 〔中略〕</p> <p>3. 前項の規定により、指定代理請求人または代理請求人が共済掛金の払込免除を申請する場合は、本則第10条（共済金受取人の代理人）第4項の「共済金請求時」を「共済掛金の払込免除請求時」、第5項の「共済金受取人」を「共済契約者」、第7項の「共済金の支払事由」を「共済掛金の払込免除事由」、同項の「共済金受取人を共済金を請求できない状態にさせた者」を「共済契約者を共済掛金の払込免除を申請できない状態にさせた者」と読み替えます。</p>
<p>(クレジットカード払特則の適用) 第100条 この特則は、共済契約を締結する際または共済期間の中途において、共済契約者が、クレジットカードの名義人の同意を得て、当該クレジットカードにより共済掛金を払い込む旨を<u>申し込み</u>、かつ、この会がこれを承諾した場合に適用します。 〔中略〕</p> <p>3. この会は、この特則の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を<u>お</u></p>	<p>(クレジットカード払特則の適用) 第100条 この特則は、共済契約を締結する際または共済期間の中途において、共済契約者が、クレジットカードの名義人の同意を得て、当該クレジットカードにより共済掛金を払い込む旨を<u>申込み</u>、かつ、この会がこれを承諾した場合に適用します。 〔中略〕</p> <p>3. この会は、この特則の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を</p>

新条文	旧条文
<p><u>こないます。</u></p> <p>(共済掛金の払込み)</p> <p>第101条 〔中略〕</p> <p>3. この会がクレジットカードの有効性等の確認をおこなった後でも、次の各号のいずれにも該当する場合には、第1項に定める共済掛金の払込みはなかったものとして<u>取り扱</u>います。</p> <p>(1) この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき</p> <p>(2) 当該クレジットカードの名義人が、カード会社に対して、共済掛金相当額を支払っていないとき</p> <p>〔以下略〕</p>	<p><u>おこなうものとし</u>ます。</p> <p>(共済掛金の払込み)</p> <p>第101条 〔中略〕</p> <p>3. この会がクレジットカードの有効性等の確認をおこなった後でも、次の各号のいずれにも該当する場合には、第1項に定める共済掛金の払込みはなかったものとして<u>取</u>扱います。</p> <p>(1) この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき</p> <p>(2) 当該クレジットカードの名義人が、カード会社に対して、共済掛金相当額を支払っていないとき</p> <p>〔以下略〕</p>
<p><u>付 則</u></p> <p><u>(2023年(令和5年)6月16日規約一部改正)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1. この規約は厚生労働大臣の認可を受けた日(2023年(令和5年)8月24日)より施行し、2024年(令和6年)9月1日から適用します。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>別表第3 手術支払割合表</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. その他の<u>取扱い</u></p> <p>(1) 「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」「悪性新生物電磁波温熱療法」「内視鏡等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術」および「体外衝撃波による体内結石破砕術」につ</p>	<p>別表第3 手術支払割合表</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. その他の<u>取り扱い</u></p> <p>(1) 「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」「悪性新生物電磁波温熱療法」「内視鏡等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術」および「体外衝撃波による体内結石破砕術」に</p>

新条文	旧条文
<p>いては、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。</p> <p>(2)「放射線照射（血液照射を除きます。）」については、5,000ラド（50グレイ）以上の照射をするものをいい、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。ただし、2022年9月1日以降に当該手術を受けた場合は、5,000ラド（50グレイ）未満の照射であっても「放射線照射（血液照射を除きます。）」に該当するものとします。また、「放射線照射（血液照射を除きます。）」における密封小線源治療のうち、永久挿入療法による組織内照射については、1回の施術につき1回の支払いを限度とします。</p> <p>(3) 上記（1）および（2）に掲げるもの以外の手術について、複数回実施する手術を1回（一連）の手術として医療機関が算定する場合は、複数回実施する場合であっても1回の手術とみなします。</p> <p>(4) この表に掲げる手術を受けた場合で、表中の手術の2種類以上に該当したときは、それらのうち最も支払割合の高いいずれか1種類の手術に該当したものとします。ただし、次の手術に該当したときは、次の手術にのみ該当したものとします。</p> <p>「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」「放射線照射（血液照射を除きます。）」「悪性新生物電磁波温熱療法」「内視鏡等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術」「体外衝撃波による体内結石破碎術」および「骨髄移植」</p>	<p>ついては、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。</p> <p>(2)「放射線照射（血液照射を除きます。）」については、5,000ラド（50グレイ）以上の照射をするものをいい、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。ただし、2022年9月1日以降に当該手術を受けた場合は、5,000ラド（50グレイ）未満の照射であっても「放射線照射（血液照射を除きます。）」に該当するものとします。また、「放射線照射（血液照射を除きます。）」における密封小線源治療のうち、永久挿入療法による組織内照射については、1回の施術につき1回の支払いを限度とします。</p> <p>(3) 上記（1）および（2）に掲げるもの以外の手術について、複数回実施する手術を1回（一連）の手術として医療機関が算定する場合は、複数回実施する場合であっても1回の手術とみなします。</p> <p>(4) この表に掲げる手術を受けた場合で、表中の手術の2種類以上に該当したときは、それらのうち最も支払割合の高いいずれか1種類の手術に該当したものとします。ただし、次の手術に該当したときは、次の手術にのみ該当したものとします。</p> <p>「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」「放射線照射（血液照射を除きます。）」「悪性新生物電磁波温熱療法」「内視鏡等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術」「体外衝撃波による体内結石破碎術」および「骨髄移植」</p>